

市長会見の項目（概要）

1/1

と き：令和4年7月28日(木)14:00～

ところ：市政記者室

■ 「大阪市ファミリーシップ制度」を開始します

＜担当：市民局ダイバーシティ推進室人権企画課 電話：06-6208-7352

大阪市人権啓発・相談センター

電話：06-6532-7620＞

【フリップあり】

- ◆ 大阪市では、平成25年9月に、淀川区役所が全国に先駆けてLGBT支援宣言を行ったことを機に、性的マイノリティへの理解を深める取組を、全庁的に展開している。
- ◆ 平成30年7月からは、LGBTなどの性的マイノリティの方を対象とした「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を実施し、令和4年7月27日（水曜日）現在、427組の方々が宣誓され、全国の自治体の中でも1番多く飛び抜けている。
- ◆ 証明制度実施以降も、性的マイノリティの方からアンケートを取るなど、よりよい制度のあり方を模索する中で、パートナーシップ宣誓者の子等を含む制度を望む声があり、具体的な検討を進めてきた。
- ◆ このたび、パートナーシップ関係にある方の「子 又は 親」を含め、家族であると宣誓したことを証明する「大阪市ファミリーシップ制度」に改め、令和4年8月1日（月曜日）から開始する。
- ◆ 本制度の一番の特徴は、パートナーの一方が亡くなった場合でも、残された方が希望する場合は、引き続きファミリーシップ関係を維持でき、また、子が成年となったときに、自動的にファミリーシップ関係が解消されるのではなく選択できることである。
- ◆ これらは市内の性的マイノリティの方からお聞きした意見を尊重したものである。
- ◆ また、本宣誓の受領証は携帯可能なクレジットカードと同サイズで、宣誓書とともに、複数のデザインから選択できる。
- ◆ なお、宣誓は、事前予約をしていただく必要があり、大阪市人権啓発・相談センターにてプライバシーに配慮した環境で、安心して宣誓していただける。
- ◆ 既に本市のパートナーシップ宣誓証明制度で宣誓された方も、子等を含めた宣誓を希望される方は対象となる。
- ◆ 本制度は、法的な効力はないが、本市がファミリーシップ制度を推進することで、性的マイノリティの方に対する社会的な理解を促進し、医療機関をはじめとする民間サービスへの波及を期待している。